

●香川県告示第260号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、詫間港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成27年8月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定地域の範囲

地区名	区 域
宮の下・経面	基点第1号から315度16分16秒に引いた線、基点第1号から基点第6号までを順次結んだ線及び基点第6号から40度48分09秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

2 基点の位置

第1号	四等三角点本村（北緯34度13分25.4960秒、東経133度39分49.9409秒）から99度33分45秒、985.33メートル、三豊市詫間町詫間字宮の下1338番126地先の表示杭
第2号	基点第1号から224度21分12秒、51.37メートル、三豊市詫間町詫間字宮の下1338番173地先の表示杭
第3号	基点第2号から310度24分40秒、100.33メートル、三豊市詫間町詫間字経面2087番5地先の表示杭
第4号	基点第3号から311度19分23秒、178.84メートル、三豊市詫間町詫間字経面2087番5地先の表示杭
第5号	基点第4号から226度45分33秒、73.84メートル、三豊市詫間町詫間字経面2087番5地先の表示杭
第6号	基点第5号から329度33分54秒、5.98メートル、三豊市詫間町詫間字経面2102番21地先の表示杭